

児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する
省令（仮称）案に関する御意見の募集について

平成29年12月22日
厚生労働省
子ども家庭局保育課

今般、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）について所要の改正を行うことを予定しております。

つきましては、別添改正概要について、下記のとおり御意見を募集いたします。皆様からいただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

1. 募集期間

平成29年12月22日（金）～ 平成30年1月20日（土）（郵送の場合同日必着）

2. 提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。

（2）及び（3）で提出いただく場合は、件名に「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（仮称）案に関する意見」と御記入願います。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係宛て

（3）FAXの場合

FAX番号 03-3595-2674
厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係宛て

3. 提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は、法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答は致しかねます。また、提出いただいた御意見については氏名（法人名）、住所（所在地）、その他の連絡先を除き原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。